

消費者法ニュース

CONSUMER LAW NEWS

消費者庁・消費者委員会 サラ金・商工ローン

(1) 最高裁判決論評

(2) サラ金・商工ローン・ヤミ金判決全文紹介(8件)

最判・シティズ、期限の利益喪失の信義則違反／利息制限法違反の請求と不法行為／サラ金業者の契約切替と取引の承継／年金担保／過払金請求事件の付調停決定の取消／追出屋事件・不法行為(3件)

(3) 改正貸金業法の完全実施

(4) 貧困ビジネス(追い出し屋・囮い屋など)

(5) 弁護士・司法書士の整理ビジネス

(6) ヤミ金・システム金融

(7) 貸金業者の不当行為

(8) 全国クレサラ交流集会・小倉

(9) 事件・活動

シリーズII 反貧困(裁決書全文1件)

シリーズIII クレジット・リース(割販法・特商法)被害(判決全文2件)

シリーズIV 消費者契約法・悪質商法(判決全文3件)

シリーズV 銀行・証券・保険・先物(判決全文1件)

シリーズVI P L(和解全文1件)

シリーズVII 欠陥住宅

シリーズVIII 食の安全

シリーズIX 電子商取引

シリーズX 宗教(判決全文1件)

シリーズXI 医療

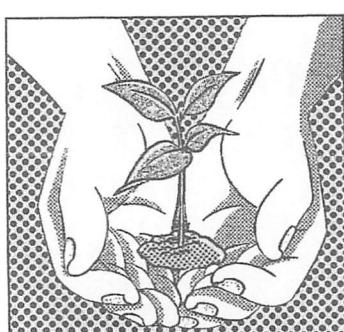
シリーズXII 裁判所と消費者問題

シリーズXIII アジア・太平洋地域の消費者問題・法曹問題

シリーズXIV 民法改正

学者の目／相談員の目／海外情報／Q & A／研究・活動／立法
・行政情報／政府・政党・国会議員の声／新聞情報

.....22件



<http://www.clnn.net>

自殺に関する心理学的剖検及び自死遺族支援事業を委託し、他方で、同じく岩手県が県内49機関からなる自殺対策推進協議会を組織して、全県を挙げて、種々の取り組みが進められている。

3 自殺対策における課題

上記のように自殺対策が分類できるとして、そのすべてのカテゴリーに同じように力を入れて対策が進められているわけではない。

あくまで、私見ではあるが、現状の自殺対策の課題としては、まず、医療保健アプローチが突出していて、他の2つのアプローチをはるかに引き離し先行していることがあげられる。これは、医療保健アプローチを担う方が、精力的に取り組んでいることにも原因はあるが、むしろ、社会的アプローチ等の分野が立ち遅れているがゆえに、医療保健アプローチのみが突出しているように見えているのではないであろうか。実際、社会的アプローチを担う消費生活相談員の中には、自殺の問題を忌避的態度で見ている方が少なからずいるように感じている。

また、地域づくりアプローチは、数多くの関係者の連携が不可欠であるが、この連携が必ずしも充分な広がりを見せ、深化しておらず、せっかくモデル的な地域が出来ても、その移転が他地域に及んでいないのも現状における課題ではないであろうか。

4 サポートセンターの具体的取組み

(1) 目的

このような課題意識をもとに、本年度、当サポートセンターでは、「経済的事由での自殺防止を目指したスクリーニングツール」を開発した。

このツール開発の目的は、①経済的事由での自殺の防止という最大の目的に資するよう、②消費生活相談の場面で、心の悩み、自殺念慮等を表にして相談できるきっかけを作る。③相談者の自殺という相談員にとって一番大きな心の傷を作る事態を早期に発見し、その萌芽を摘み取ることにより、相談員自身のメンタルヘルスの維持を図る。④客観的な判断ツールを手にした消費生活の

相談員が積極的に自殺対策に取り組むことにより、自殺対策のゲートキーパーの役割を担う、ことにある。

(2) 開発

精神科医、弁護士、相談機関の相談員、障害者支援を行っているNPOの代表者等、5名からなる開発委員会を作り、20の質問項目からなるスクリーニングツールを開発し、併せて、利用の手引きも作成することにより、具体的な判断基準（どういう場合に、どこにつなぐかを示したもの）を使用する相談員に提示した。

(3) 展開

当初、どの範囲でこのツールの活用を行うか検討していたが、岩手県の関係部局との話し合い、及び盛岡市の消費生活センターとの話し合いにより、これらの機関でも活用していただけたことになった。また、併せて、単に経済的な問題のみで悩んでいるのではなく、精神的な問題も抱えている相談者に適切にカウンセリング、治療の機会を提供すべく、県の保健所に対しても県主管課から文書施行をしていただき、消費生活相談サイドとの連携の強化について、確認した。

(4) 現状

これらの準備を踏まえ、このツールを昨年12月から試験使用、1月から本格使用をしている。現状では、われわれが制定した判断基準の疫学的検証がないが、回答に応じてくださった方の半数以上が、判断基準にいう何らかの手立てが必要だという条件に該当していることに驚きを覚えている。

今後は、この判断基準の精度を上げるとともに、県内の関係機関、あるいは他県の関係機関にもこのツールを使っていただけるよう、そして、そのことが経済的事由での自殺の防止につながることを願っている。

自殺対策

自殺対策 in 岩手 —スクリーニングツールの活用で、消費生活 相談員も自殺対策のゲートキーパーに—

NPO法人いわて生活者サポートセンター事務局長 藤澤俊樹

1 自殺に対する基本的認識

自殺に対する基本的認識を国の自殺総合対策大綱では、端的に3点にまとめている。

①自殺は追い込まれた末の死である。②自殺は防ぐことが出来る。③自殺を考えている人は悩みを抱え込みながらもサインを発している。

自殺を考えている人は、自由な意思決定の結果として、自らの手で自らの命を絶っているのではないのである。実際は、様々な要因が複雑に関係して、心理的に追い込まれて自らの命を絶っているのである。

2 自殺対策

(1) 自殺を賛美し、自由な意思決定の結果と考えれば、対策の必要性などは議論されないのである。

しかしながら、実際は、わが国で始めて編纂された自殺対策白書（平成19年11月）の冒頭にあるように「実は、自殺を考えている多くの人は、心の痛みから逃れるため死にたいと考えるのと同じくらいの強さで生きたいと考えているのです。生きたいと考えている人にはほんの少し生きるために力を貸してあげること、死のうと考えているほどの悩みを少しでも軽くしてあげることは、人間としてごく当たり前のことではないでしょうか」という認識こそ、自殺対策の根本にすえられるべきものと考える。

さらに言えば、経済活動が活発な時期であれば、地域の活性化、あるいは地域が豊かになるためには、新規の投資をして、地域の活力を強めていく方策が一般的にとられるものと考えられるが、昨今の経済情勢を斟酌すると、とても新規投資などの余裕はなく、地域に存在する資源を最大限に活用していくことこそ地域を豊かにする方策

となっていく。

とすれば、貴重な人的資源が損なわれる自殺を防止するということは、地域が豊かになるということからも不可欠な視点となってくるであろう。(2)では、どのようにすれば、自殺の対策となるのであろうか。

自殺の原因が、明確に究明されていない以上、その対策も一義的に確定されるものではない。いろいろな方策を採りながら、包括的かつ複層的に対策を編み上げていく必要があろう。

今のところ、自殺対策というのは、概ね以下のように分類されている。

すなわち、①医療保健アプローチ、②社会的アプローチ、③地域づくりアプローチの3つである。

このうち、医療保健アプローチは、精神科医、保健所等が中心となって行う、自殺を発生しないようにする対策（1次予防）、早期発見・早期治療をする対策（2次予防）、自殺未遂者対策・自死遺族支援等の対策（3次予防）の総称である。

また、社会的アプローチというのは、失業、多重債務、生活苦等の問題について、相談支援を主な手段として、対策をとっていくものである。

さらに、地域づくりアプローチというのは、前二者を総合したようななかたちで、地域の連携を図りながら、総合的に対策を進めていくものである。

(3) 岩手における自殺対策

岩手県においては、かねてから自殺対策の必要性が叫ばれ、県北の久慈地方では、岩手医科大学、地元の保健関係者の協力の下、先進的な取組みがなされていたが、県全体として、本格的に自殺対策に取り組んだのはここ4年ぐらいのところである。一方で、岩手県が岩手医科大学に対し、